

下村博文様全国労働組合連絡協議会
議長金澤壽

要請書（案）

1. 国民の思想・良心の自由を守るために、学習指導要領に基づく「日の丸・君が代」を強制しないこと。学習指導要領から「国旗・国歌」条項を削除すること。

「君が代」斉唱時の起立斉唱強制は身体的自由（人身の自由）を蹂躪するものであるから、各都道府県に起立斉唱を強制しないように指導すること。

大阪府及び大阪市の「君が代起立斉唱条例」は憲法・教育基本法・地方自治法に違反するものであるから、政府として廃止を指導すること。

【理由】

学習指導要領の「国旗・国歌」条項は、思想及び良心の自由を侵害する要因となっている。大阪府・大阪市が制定した「君が代起立斉唱条例」は「国旗・国歌」条項を実行するためであるとされている。その結果、斉唱を行っているかの口元監視や不起立者への懲戒処分を引き起こしている。また、3回の職務命令違反で免職という条項は、最高裁判例（2012.1.16）にも反するものである。

文科省として、「国旗・国歌」条項の見直しを行うべきである。

2. 教科書の国定化につながる教科書選定制度を廃止すること。教科書選定基準による教科書会社への圧力指導、また地方自治体の教科書選定への介入を行わないこと。

【理由】

「領土教育」を促進するための教科書検定基準は、アジア近隣諸国との緊張を高め、子どもたちをアジア侵略賛美へと導くものである。沖縄基地存続・アジア侵略を正当化する育鵬社教科書を採択しなかった沖縄県竹富町に対して、文科省が教科書無償給与を行わなかった事例があるが、地方自治・教育の地方分権に逆行する行いは厳に慎むべきである。

3. 学校週5日制を維持するとともに、土曜日に授業を行う教育委員会に対して学校週5日制の趣旨を徹底すること。

【理由】

土曜日授業の再開は、児童・生徒への負担を増やすことになっている。また、週40時間労働を定めた労働基準法に違反する事態を生み出している。土曜日授業を再開したか、あるいは再開を企図している教育委員会を学校週5日制の趣旨に沿って指導すべきである。

4. 政令指定都市への教職員給与負担移管を行わないこと。

【理由】

昨年11月14日、全国20政令指定都市と政令市所在15道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、2017年度を目処に可能な限り早期に道府県から政令市へ移譲す

ることに合意、権限移譲のための法整備として、今年5月28日いわゆる「第4次一括法」が成立した。

しかしながら、現行県費負担教職員制度（市町村立学校職員給与負担法）の趣旨は、市町村の財政力の強弱により都道府県内教職員の給与水準や教職員定数に格差を生じ、学校教育の機会均等を損なうことを防止することにある。

政令市費化は義務教育における全国の地域間格差を広げることにつながる。

5. 臨時的任用教職員の待遇を抜本的に改善すること。

（1）非常勤教職員等の特別職地方公務員が労働契約関係にあることを周知すること。

【理由】

地方公務員法3条3項3号の特別職地方公務員の雇用は「任用関係」ではなく「労働契約関係」であることは、東京高等裁判所平成25年（行コ）第10号事件判決（2013（平成25）年4月24日判決及び最高裁2014（平成26）年2月7日上告棄却決定）によって確定したところであり、関係方面と協議して必要であれば法改正を行われたい。

（2）臨時・非常勤教職員に社会保険の完全適用を行うこと。

【理由】

地方公務員法の不備のために臨時的任用職員の雇用契約に1日空白問題が起きている。しかし、このような状況にあっても、社会保険は継続して適用されるべきであるということが第185回国会（2013年11月）で議論され、厚労省及び総務省も同意した。文科省においても具体的措置を行われたい。

また、私学共済の例にあわせて、公立学校においても非常勤講師・職員の公立学校共済組合への加入を促進されたい。

（3）同一価値労働・同一賃金の原則をふまえ、正規教職員と同等の賃金を支給するように各都道府県・市町村を指導すること。当面、以下の改善措置をとるように指導すること。

臨時的任用教員（講師）の賃金を教育職給料表の2級に格付けすること。

賃金の「頭打ち」を廃止するよう指導すること。

2010年9月10日最高裁判決を踏まえて、非常勤講師・職員に一時金及び通勤手当が支給できるよう、法整備を行うこと。

不安定雇用をなくすため、地公法22条6項の改正を行うこと。

（4）福祉・厚生を充実させること。

継続雇用を行えるよう法制度を改正すること。また、待機期間の生活を保障するための措置を講ずること。

すべての臨時的任用教職員に健康診断を実施するよう、都道府県を指導すること。

6. 学校法人及び地方自治体が偽装請負契約や脱法的派遣契約によって教職員を受け入れることができない仕組みをつくること。

【理由】

公立及び私学を問わず、授業が民間企業からの派遣労働者によって行われている。また、

学習塾等による授業の請負も行われている。学校教育を根底から否定する派遣・請負授業の実態を調査するとともに、大学設置基準を見直しによって偽装請負授業をなくしたように、小・中・高校教育の健全化を図ること。

7. 労働組合法に違反する悪質な地方自治体には地方交付税・国庫負担金の減額、私学には補助金を削減あるいは減額を行うこと。

【理由】

労働委員会及び裁判所から不当労働行為が認定され労働組合法違反を是正する命令を受けたにもかかわらず、命令を履行しない地方自治体（大阪府・大阪市）あるいは学校法人が増えている。これら「ブラック自治体」「ブラック企業」に国税を投入することは法治国家にあるまじきことである。

コンプライアンス精神を涵養するためにも、文科省として毅然とした対応を行うべきである。

8. 年金支給年齢引き上げに伴い、希望する教職員全員を再任用すること。

9. 朝鮮学校も「高校無償化」制度の対象とすること

10. 教員免許更新制を廃止すること。

11. 全国学力テストを中止すること。

12. 「改正」教育基本法を見直すこと。

13. 「私たちの道徳」の配布を中止せよ

14. 「子どもの権利条約」の徹底をはかるよう措置を講ずること。

15. 指導要録のあり方を抜本的に見直すこと。当面、個人情報の全面開示を行うことやプライバシーの保護を徹底する措置を講ずること。

16. 早期に30人学級を実施し、教職員の増員を行うこと。

17. 外国籍教員の採用を「講師」とするのではなく「教諭」として採用できるよう、文部省の通知を撤回すること。

18. 現業部門の欠員補充、下請け禁止、とくに学校給食調理員・警備員などの増員と労働条件の向上を図ること。

19. 義務教育国庫負担を1/2に復元すること。学校事務職員・栄養職員を義務教育国庫負担制度から除外しないこと。

20. ノーマライゼーションの精神に基づき、支援学校の義務制を廃止し、統合教育を推進すること。（障害児を含め）希望者の普通高校全入を進めること。

21. 障がいをもった教職員が働きやすい施策を進めること。

22. 国公立学校教職員の専任比率を高める方策を講ずること。

23. 学校給食の安全性を確保するため、米をはじめとして輸入食品は使用せず、国内農産物を積極的に使用すること。併せて農薬の使用規制を強化すること。

24. 国民体育大会を廃止すること。